

労働災害保険制度について

労働中の事故等が原因でケガや病気をされた場合は、**保険証は使用できず、労災保険の医療給付を受けることになります**(国民健康保険法第五十六条)。組合への手続きではなく労災保険への手続きが必要となりますので、受診の際は必ず負傷の原因を窓口にて伝え、**労災保険の扱いで受診をするようにしてください**。

健康保険と労災保険の違いとは

労災保険制度では、労働者が業務中または通勤途中に災害にあい、その労働災害によって負傷、または病気にかかった場合には、労働者の請求に基づき、治療費の給付を行っています。しかし近年、労働災害であるにもかかわらず、労災保険による給付を受けるための請求を行わず、**保険証を使って治療を受ける方**が見うけられます。

**労働中に発生した災害は
まずは会社へ報告しましょう！**



保険証、使っていないんだけ？

健康保険ではなく
労災保険を使ってください！



健康保険は労働災害とは関係のない傷病に対して支給されるものです。労働災害によって負傷、または病気にかかったにもかかわらず、健康保険を使って医療機関で治療を受けた場合、治療費の全額を一時的に自己負担することとなってしまいます。

保険証を使用してしまった場合の手続き

労働中の災害にもかかわらず健康保険で治療を受けてしまった場合は、以下の手続きが必要です。

受診した病院に、**健康保険から労災保険への切り替え**
ができるかどうかを確認してください！

できる

できない

切り替えができる場合

病院の窓口で支払った金額(一部負担金)が返還されます。切り替え手続きの必要書類として、労災保険の様式第5号または様式第16号の3の請求書を受診した病院へ提出してください。

切り替えができない場合

一時的に、**医療費の全額を自己負担した上で、労災保険を請求**していただきます。

※すでに労災認定を受けている場合であって、医療費の全額負担が困難な場合等には、一時的に医療費の全額を負担することなく請求できる方法もありますので、希望される場合は労働基準監督署へ申し出てください。

病院で切り替えができない場合の請求方法

● **一時的に医療費の全額を自己負担してから、労災保険の手続きを行います。**

- ① 組合へ労働災害である旨を申し出てください。(場合により第三者行為届出が必要となります)
- ② 組合から医療費の返還請求書等が届きますので、返還額をお支払いください(※1)。
- ③ 労災保険の様式第7号または第16号の5を記入の上、返還額の領収書と病院の窓口で支払った金額(一部負担金)の領収書を添えて、労働基準監督署へ請求してください(※2)。

(※1) 医療機関から診療報酬明細書(レセプト)が組合に届くまでに2~3カ月程度かかるため、請求書等が送付されるまでに時間がかかることがあります。

(※2) 労災請求の際にレセプトの写し(コピー)が必要になりますので、その場合は組合へ依頼してください。

● 労災保険の各種様式は厚生労働省 HP よりダウンロードいただけます。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/rousaihoken06/03.html>



作成: 関東信越税理士国民健康保険組合
さいたま市大宮区桜木町 4-376-1
TEL:048-631-2211 FAX:048-644-3030



こちらのQRコードをスマートフォンで読み込むと組合HPへアクセスできます。

参考: 厚生労働省